須磨区役所周辺案内地図等設置事業者募集要領

神戸市須磨区総務部地域協働課

令和８年 11 月

神戸市須磨区役所周辺案内地図等設置事業者募集要領

行政財産を活用して広告付き案内地図等を設置するため、次のとおり設置事業者を募集します。

1　施設の概要

(1) 名称及び所在地（物件調書及び位置図参照）

名称	所在地
神戸市須磨区役所	神戸市須磨区大黒町４丁目１番１号

(2) 開庁時間

月曜日～金曜日　　午前９時 00 分～午後 5 時 00 分
毎月第２・４木曜日　午前９時 00 分～午後６時 45 分
３月最終日曜日または４月第１日曜日　午前９時 00 分～午後 5 時 00 分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休みです。
ただし、上記の場合でも開庁・閉庁する場合があります。

(3) その他（参考）

市民課の来庁者整理券発券枚数 21,267 枚（令和８年３月～８月実績数）

2　応募の資格

次の各号に掲げる条件のいずれにも該当しない法人であることを必要とします。

(1) 会社更生法及び民事再生法等による手続中である法人
(2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者（執行猶予中の者も含む）がいる法人
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当する者)
(4) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税等を滞納している法人、又は、代表者がこれらの税金を滞納している法人
(5) 地方自治法施行令第 167 条の４（昭和 22 年政令第 16 号）の規定により、神戸市から入札の参加資格を取り消されている法人（指名停止を含む）
(6) 広告事業に関し、3 年以上の実績を有しない法人
(7) 令和８年度神戸市物品等入札参加資格を有しない法人

3　欠格条項

法人が次の要件に該当する場合は、その団体を応募参加の対象から除外します。

(1) 受付期間内に応募書類が提出されなかった場合
(2) 応募書類に明らかな虚偽の記載がある場合
(3) 応募要領に違反又は著しく逸脱した場合
(4) 応募法人、応募法人の代理人、又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合

4　募集内容

別紙仕様書のとおり

５　掲載できない広告

「広報紙ＫＯＢＥ 」広告掲載取扱要綱の取扱いに準じて、須磨区役所及び北須磨支所における広告掲示に関する審査会設置要綱に基づいて決定する。

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/14969/04_youkou26.pdf

６　申込み方法

(1) 提出書類

① 申込書（様式第１号）
② 印鑑証明書　原本１部
③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）　原本１部
④ 国税及び本件設置業務を担当する事業所（支社・営業所等）が所在する市町村の未納の税額がないことの証明書（国税は納税証明書、市税は法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）にかかるもの写し　１部
⑤ 業務経歴書等（２(6)に該当しないことを証する書類で様式自由）
⑥ 会社概要（本業務と同様の業務実績を含む）
⑦ 価格提案書（様式第２号）
⑧ 企画書（設置立面図および企画内容等）
（ア）設置図（寸法等記入）
（イ）周辺案内地図・須磨区全域地図の企画（案）
（ウ）事業開始までの作業スケジュール
（エ）メンテナンスの体制（周辺案内地図の更新方法、作業内容等）
（オ）広告内容等に問題があった場合の対応（対応までの日数等）
（カ）自社の広告審査基準の有無（有りの場合はその概要も）
（キ）その他企画内容等

(2) 提出期間　　令和８年 11 月 30 日(月)～12 月 11 日（金）正午必着　（土日祝日除く）
郵送、持参いずれも可。〔受付時間　開庁日午前９時～午後５時〕

(3) 提出場所　　神戸市須磨区総務部地域協働課総務担当
〔神戸市須磨区大黒町４丁目１番１号　須磨区役所４階〕

(4) 質疑及び回答

質疑がある場合には、令和８年 11 月 30 日から同年 12 月４日までの間に FAX か電子メールで受付します。質問回答は書類提出されたすべての事業者に通知します。

(5) 追加書類およびヒアリング

必要に応じて、追加書類およびヒアリングを求める場合があります。

７　選定方針

申請者が提出する企画書類を審査し、予定価格以上で最高額を提示した申込者を契約の相手方として決定します。

８　選定結果

選定結果については、提出されたすべての事業者に通知します。

９　今後のスケジュール

(1)　参加申込期間　　令和８年 11 月 30 日(月)～12 月 11 日（金）（正午必着）

(2) 質 疑 の 受 付　　令和８年 11 月 30 日（月）～12 月４日（金）
(3) 質 疑 の 回 答　　令和８年 12 月８日（火）
(4) 結果通知　　令和８年 12 月中旬ごろ
(5) 賃貸借契約締結　　令和９年１月中
(6) 周辺案内地図等設置　令和９年４月中
(7) 業務開始　　令和９年４月中

10　問い合わせ先

神戸市須磨区大黒町４丁目１番１号
須磨区役所総務部地域協働課総務担当
TEL０７８－７３１－４３４１（内線２０５）
FAX０７８－７３１－４３６２
電子メールアドレス　suma_soumu@city.kobe.lg.jp

物件調書

所在地	須磨区大黒町4丁目1
住居表示	須磨区大黒町4丁目1番1号
貸付面積	1.75㎡
貸付期間	令和9年4月1日から令和14年3月31日
形状	整形
用途	案内地図設置

位　置　図

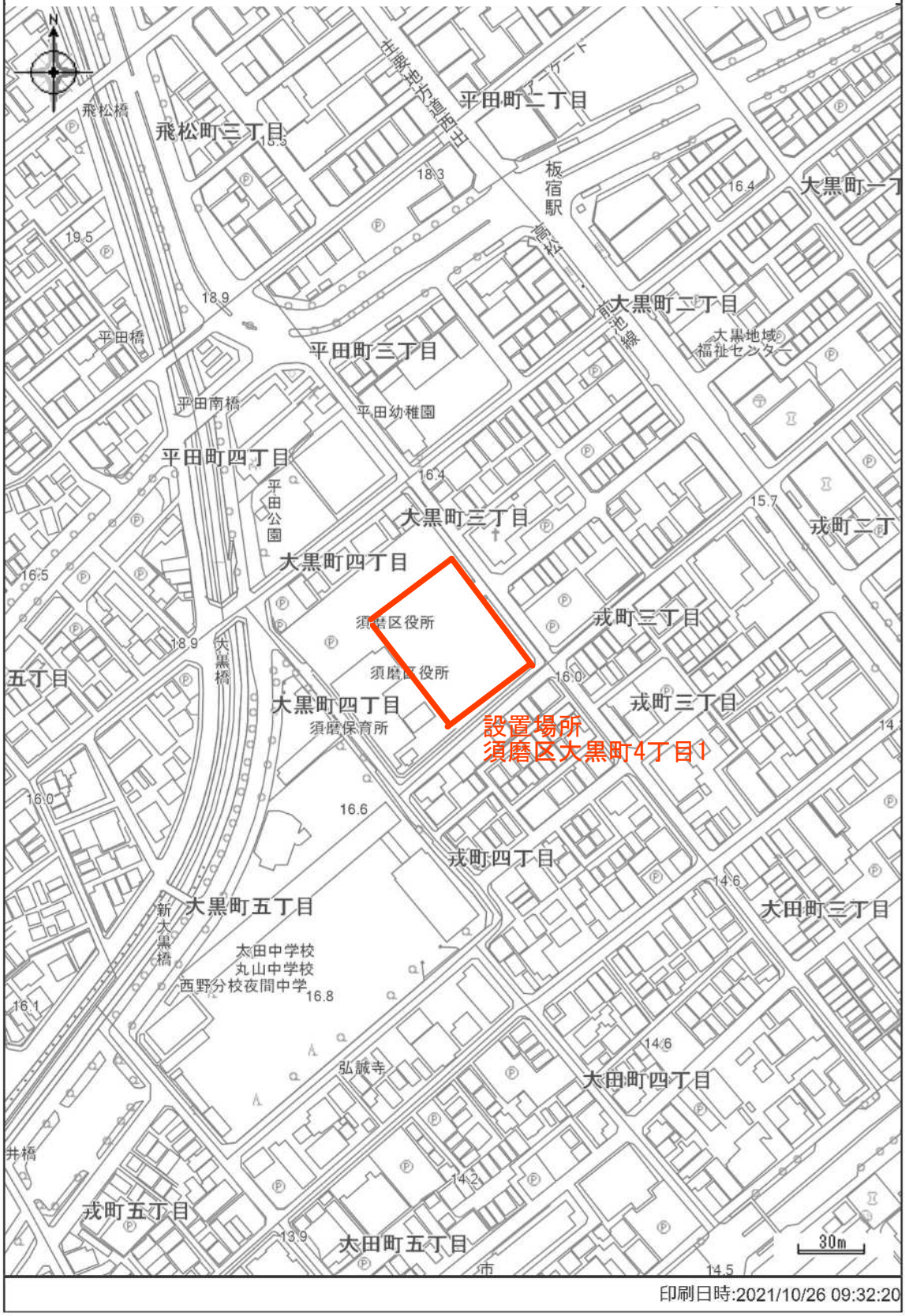

印刷日時:2021/10/26 09:32:20

様式第１号

須磨区役所周辺案内地図等設置事業者応募申込書

年　　月　　日

神戸市長 宛

所 在 地
商号又は名称
代表者又は受任者名　　印

下記件名にかかる募集に参加したいので申込みます。
また、この申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実に相違ないことを誓約します。
なお，申請者は，神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年５月 26 日市長決定)【裏面に抜粋記載】第４条第１項第３号又は第６号に掲げる者が同要綱第５条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また，上記の事実の確認のため，申請者の個人情報が警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

記

１ 件 名　　須磨区役所周辺案内地図等設置事業者応募

２ 提出書類

(1) 印鑑証明書　１部
(2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）　１部
(3) 国税及び本件設置業務を担当する事業所が所在する市町村税の未納の税額がないことの証明書の写し　１部
(4) 業務経歴書等（様式自由）　１部
(5) 会社概要（本業務と同様の業務実績を含む）　１部
(6) 価格提案書　１部
(7) 企画書　１部

３ 連絡先

(1) 部署名
(2) 担当者氏名
(3) 電話
(4) 電子メールアドレス

【神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年５月 26 日市長決定）抜粋】

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第４条　市長は，必要があると認めるときは，平成 22 年５月 26 日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて，次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき，本部長に対して照会を行うものとする。

⑴ 省略

⑵ 省略

⑶ 行政財産の使用許可に関連して次に掲げる者

ア　公有財産規則第 26 条に規定する使用許可申請書を部局の長に提出した者

イ　部局の長が行政財産の使用許可を決定した場合にあっては，当該使用許可に係る使用者

ウ　ア及びイに掲げるもののほか，次に掲げる者

(ｱ) 行政財産の使用許可に係る手続についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(ｲ) 使用許可をした行政財産についての占有者その他の関係者

⑷ 省略

⑸ 省略

⑹ 前各号に掲げるもののほか，これらの者に準ずる者として市長が認める者

２　前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては，神戸市個人情報保護条例（平成９年 10 月条例第 40 号）の規定に従わなければならない。

第５条　前条第１項に規定する次条各号に定める事項は，次に掲げる事項とする。

⑴ 前条第１項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては，当該法人等について暴力団員が，役員として又は実質的に，経営に関与していること。

⑵ 前条第１項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては，当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

⑶ 前条第１項各号に掲げる者が，暴力団員を，相当の責任の地位にある者として使用し，又は代理人として選任していること。

⑷ 次に掲げる者のいずれかが，自己，自己が経営する法人等，自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため，又は第三者に損害を与えるために，暴力団の威力を利用していること。

ア　前条第１項各号に掲げる者

イ　前条第１項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては，当該法人等の役員

ウ　前条第１項各号に掲げる者に使用される者であって，相当の責任の地位にある者

⑸ 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが，暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い，その他経済的な便宜を図っていること。

⑹ 第４号アからウまでに掲げる者のいずれかが，暴力団等に関係する事業者であることを知りながら，当該事業者に下請負又は再委託を行い，その他当該事業者を利用していること。

⑺ 前各号に掲げるもののほか，第４号アからウまでに掲げる者のいずれかが，暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

様式第2号

須磨区役所周辺案内地図等設置事業者募集　価格提案書

件名　　須磨区役所周辺案内地図等設置事業者募集

提案価格			拾億			百万			千			円

年　月　日

神戸市長　宛

所在地

商号又は名称

応募者　代表者又は受任者名　　印

（本提案書記入に当たっての注意点）

- 提案価格は年額とし、消費税を含まない金額とします。但し、契約額は消費税相当額を加えた額とします。
- 提案価格は一つの枠に1字ずつ1，2，3，・・・・の数字で記入し，金額の直前の枠には¥をつけてください。
- インクまたはボールペンで記入してください。

須磨区役所及び北須磨支所における広告掲示に関する審査会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、須磨区役所及び北須磨支所内において掲示する広告物（以下「広告」という。）について、必要な審査等を行う審査会の組織及び運営等について、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第２条　審査会は、次の事項を所掌する。

(1) 広告主等の業種及び業者を審査し、選定すること。

(2) 表示する広告の内容を審査し、選定すること。

(3) その他委員長が必要と認める業務を行うこと。

（組織）

第３条　審査会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 須磨区総務部長

(2) 須磨区総務部地域協働課長

(3) 須磨区総務部地域協働課課長（総務担当）

２　審査会の委員長は、須磨区総務部長をもって充てる。

（関係者の出席等）

第４条　審査会の委員長は、必要に応じて、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

２　審査会の委員長は、必要に応じて、広報関係所管部局及び区役所関係部局に対して、助言、情報提供を求めることができる。

（審査内容）

第５条　審査会が行う広告の審査内容は、次の事項のとおり。

(1) 「広報紙ＫＯＢＥ」広告掲載取扱要綱第２条及び第３条の規定に準ずるか

(2)　須磨区役所及び北須磨支所内に掲示する広告として相応しいか

（会議）

第６条　審査会は、必要の都度、委員長が召集する。

２　緊急その他の場合で会議を開くことができないときは、審査会を召集せず、議案の持ちまわりにより審査することができる。

３　審査会の議事は、委員全員の承認をもって決するものとする。

４　審査会の事務局は、須磨区総務部地域協働課に設置する。

（附則）

この要綱は、令和４年 11 月１日から施行する。

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。